

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	赤塚駅前地区地区計画			
地区の区分	A地区	B地区	C地区	D地区
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(に)項第2号並びに(と)項第4号に掲げるもの</p> <p>(2) 都市計画道路赤塚駅前線に接する敷地の建築物の1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿としたもの(当該道路に面する部分の2分の1以下を当該用途に供するものは除く。)</p> <p>(3) 畜舎</p>	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(は)項に掲げるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以内のもの(畜舎及び危険物の貯蔵又は処理に供するものを除く。)</p>		<p>建築することができる建築物</p> <p>法別表第2(ろ)項に掲げる建築物</p>
建築物の敷地面積の最低限度	400 m ²	180 m ²		
	<p>ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる土地で、同一人が使用し又は収益することができる権利を有している連続したすべての土地を、180 m²(赤塚駅前A地区内においては 400 m²)以上ごとに分割して生じた残りの土地</p> <p>(2) 土地区画整理事業の換地処分により生じた一筆の土地</p>			
壁面の位置の制限	<p>都市計画道路赤塚駅前線(駅前交通広場を除く。)の道路境界線からは3m、</p> <p>その他の道路(駅前交通広場を含む。)の道路境界線からは 1.5m(軒の高さが 2.3m以下の自動車車庫で透視可能なものは、この限りでない。)</p>	<p>隣地境界線からは1m、道路境界線からは 1.5m。</p> <p>ただし、軒の高さが 2.3m以下の自動車車庫で透視可能なものは、この限りでない。</p>		
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	12mを超えてはならない。		—	10mを超えてはならない。

地区の区分	A地区	B地区	C地区	D地区
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限（高さは道路面からの高さによる）	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。			
	ただし、高さ0.5m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。			
	ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。（*1）			

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話：025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。